

町田市告示第324号

2024年2月14日付け町田市告示第331号（令和6年能登半島地震による被災者に対する市税に係る申告等の期限の延長）の別に告示で定める期日のうち、住所又は居所の所在地が次に掲げる地域にある者に係るものについては、その期限が2024年1月1日から2025年1月30日までの間に到来するものにあつては同年1月31日とする。

2024年12月23日 町田市長 石 阪 丈 一

指定地域

石川県	七尾市、羽咋郡志賀町
-----	------------

掲示期限：1月6日